

岩手県告示第988号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成22年12月13日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 足利工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町曾慶字留館31番地2
 - ウ 代表者の氏名 足利徳夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4357号
- （3） 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、は装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 平成22年12月9日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、は装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成22年11月25日
- （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸新電設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町横川目12地割153番地
 - ウ 代表者の氏名 白井正信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6266号
- （3） 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実 平成22年11月25日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。